韓国に滞在する外国人に対する新型コロナウイルス ワクチン接種のご案内

韓国人·外国人の区別なく、同じ基準と手続きにより事前予約が行われます。下記の接種対象者及び予約方法を確認し、新型コロナのワクチン接種を予約してください。

□ 接種対象者及び予約方法

- 外国人登録をしている外国人
 - 「8-9月対象別の予防接種計画」による接種の順序通りに、オンラインと電話での予約が可能です。

*オンラインでの予約に対象者でないと表示された場合、地域の保健所を訪問し対象者登録をすれば予約が可能です。

- 予約方法 -

- (オンライン 本人と代理人が可能) 新型コロナ予防接種の事前予約 システム(http://ncvr2.kdca.go.kr)にて予約(8月25日午前0時から代理 人での予約が可能)
- (電話 本人と代理人が可能) 疾病管理庁コールセンター(1339)または予防接種の事前予約システム(お知らせ広場→コールセンターの案内→新型コロナ予防接種の電話予約運営状況)で地方自治体別での予約相談の電話番号を確認
- 外国人登録番号がない外国人(不法滞在の外国人を含む)
 - オンラインや電話での予約はできません。
 - お近くの保健所を訪問し、パスポートで臨時管理番号の発行を受け、 接種を申請することができます。
- *外国人登録証がない外国人は、オンラインや電話での予約は不可
- ※ 旅行目的などで韓国を訪問した90日以下の短期滞在者
 - ワクチン接種の対象から除外

□ 注意事項

- 事前予約後、予防接種の案内を受けたい登録外国人は、携帯番号を 現行化しなければなりません。
- 電話番号の変更は、管轄の出入国・外国人官署に申請します。
- <u>身分証明情報はワクチン接種の目的にのみ利用され、通報義務の免除制度に基づき、出入国・外国人官署に不法滞在の事実などは通報されません。</u>
- ○接種場所は、個別に健康保険に加入の可否により制限されることが あります。

くこの翻訳は、タヌリコールセンター1577-1366が担当しました。>